

## 久喜市立学校設置条例の一部を改正する条例

久喜市立学校設置条例(平成22年久喜市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第2条中「別表第1及び別表第2」を「別表第1から別表第3まで」に改める。

別表第1久喜市立鷺宮小学校の項及び久喜市立上内小学校の項を削る。

別表第2久喜市立鷺宮西中学校の項を削る。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第2条関係)

義務教育学校

名称	位置
久喜市立鷺宮西小中学校	久喜市上内1797番地

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1久喜市立上内小学校の項を削る改正規定及び附則第5項の規定は、令和7年5月1日から施行する。  
(久喜市障がい児就学支援委員会条例の一部改正)

2 久喜市障がい児就学支援委員会条例(平成22年久喜市条例第88号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「小学校又は中学校」を「小学校、中学校又は義務教育学校」に改める。

第3条第4項中「市内各小中学校」を「市立の小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(久喜市学校給食審議会条例の一部改正)

3 久喜市学校給食審議会条例(平成22年久喜市条例第94号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「小・中学校長」を「小学校、中学校及び義務教育学校の校長」に改め、同項第3号中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校の」に改める。

(久喜市立学校給食センター条例の一部改正)

4 久喜市立学校給食センター条例(平成22年久喜市条例第95号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改

める。

第4条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(久喜市放課後児童クラブ条例の一部改正)

- 5 久喜市放課後児童クラブ条例(平成22年久喜市条例第122号)の一部を次のように改正する。

別表第1久喜市立上内学童クラブの項を削る。

- 6 久喜市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市立小学校」の次に「又は義務教育学校(前期課程に限る。)(第6条において「小学校」という。)」を加える。

第6条第1号中「久喜市立の」を削る。

別表第1久喜市立鷺宮学童クラブの項を削り、同表に次のように加える。

久喜市立鷺宮西学童クラブ	久喜市上内1797番地	110人
--------------	-------------	------

(久喜市立小・中学校学区等審議会条例の一部改正)

- 7 久喜市立小・中学校学区等審議会条例(平成22年久喜市条例第244号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会条例

第1条及び第2条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第4条第3号中「小・中学校長」を「小学校、中学校及び義務教育学校の校長」に改める。

(久喜市立小・中学校学区等審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の久喜市立小・中学校学区等審議会条例第4条の規定により委嘱されている久喜市立小・中学校学区等審議会委員(以下この項において「旧委員」という。)は、前項の規定による改正後の久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会条例(以下この項において「新条例」という。)第4条の規定により委嘱された久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第5条の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(久喜市教育振興基本計画策定委員会条例の一部改正)

- 9 久喜市教育振興基本計画策定委員会条例(平成24年久喜市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「市立幼稚園長及び小・中学校長」を「市立幼稚園長並びに小学校、中学校及び義務教育学校の校長」に改め、同条第4号中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校の」に改める。

(久喜市暴力団排除条例の一部改正)

- 10 久喜市暴力団排除条例(平成25年久喜市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第13条中「中学校」の次に「及び義務教育学校(後期課程に限る。)」を加える。

(久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 11 久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「小学校」の次に「及び義務教育学校(前期課程に限る。)(第11条及び第27条第3項において「小学校」という。)」を加える。

(久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 12 久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「小学校」の次に「又は義務教育学校(前期課程に限る。)(第18条及び第20条において「小学校」という。)」を加える。